

2020年4月7日  
大樹生命保険株式会社

## 新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客さまへの保険金・給付金のお支払いについて

このたびの「新型コロナウイルス感染症」により影響を受けられたみなさまに、心よりお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客さまへの保険金・給付金のお支払いについて、以下の通りご案内いたします。

### 記

- 医療機関の事情等により、医師の指示で自宅またはホテル等臨時施設で治療を受けられた場合につきましても、医師の証明書等をご提出いただくことで、疾病入院給付金のお支払いの対象としてお取扱いします。

なお、既にご案内をしています保険金・給付金のお支払いに関する対応については次のとおりです。併せてご確認ください。

- 新型コロナウイルス感染症の治療を目的とした入院は、疾病入院給付金のお支払い対象となります。また、検査の結果、陰性と判定された場合でも、医師の指示で入院している場合には、疾病入院給付金のお支払い対象となります。

※ご契約内容によっては、入院給付金のお支払いに、所定の入院日数が必要となる場合があります。

- 新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた場合、死亡保険金のお支払い対象となります。

(ご参考) 新型コロナウイルス感染症に関する各種お取扱いについて

[https://www.taiju-life.co.jp/corporate/news/pdf/20200318\\_1.pdf](https://www.taiju-life.co.jp/corporate/news/pdf/20200318_1.pdf)

<お問合わせ先>

大樹生命 お客さまサービスセンター 0120-318-766

受付時間：平日9：00～17：00

(土・日・祝日・年末年始(12/31-1/3)を除く)

以上